

デジタル庁人事評価実施規程

〔令和 3 年 9 月 1 日〕
デジタル庁訓令第 11 号

最終改正 令和 7 年デジタル庁訓令第 13 号

(総則)

第 1 条 デジタル庁の人事評価は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「法」という。）、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成 21 年政令第 31 号。以下「政令」という。）及び人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成 21 年内閣府令第 3 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより実施する。

(人事評価の実施の除外)

第 2 条 人事評価は、次に掲げる職員については、実施しない。

- 一 非常勤職員（法第 60 条の 2 第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。）
- 二 法第 60 条の規定により臨時的に任用された職員（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 7 条第 1 項第 2 号の規定により臨時的に任用された職員を含む。）であつて、実施権者が人事評価の結果を給与等へ反映する余地がないものとして指定する臨時的職員

(評価者、調整者、実施権者等)

第 3 条 人事評価の評価者、調整者及び実施権者は、別表 1 のとおりとする。

- 2 実施権者は、別表 1 により評価者及び調整者を指定することが困難な場合には、デジタル庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務を担当する参事官と協議の上、これと異なる者を指定することができるものとし、指定した場合は、部内の職員に対して周知するものとする。
- 3 実施権者は、人事評価の目的に沿った適正な運用に資するよう、評価者又は調整者の補助者をそれぞれ指定することができるほか、評価者又は調整者にそれぞれの補助者を指定させることができるものとし、補助者を置いた場合は、部内の職員に対して周知するものとする。

(人事評価記録書及び評語の基準)

第 4 条 人事評価は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の人事評価記録書（以下「記録書」という。）を用いて実施するものとする。

- 一 デジタル審議官、統括官、総括審議官及び審議官（以下「幹部職員」という。）に対する定期評価における能力評価及び業績評価 別紙 1-1 「人事評価記録書（幹部職員）」
- 二 参事官及び企画官に対する定期評価における能力評価及び業績評価 別紙 1-2 「人事評価記録書（管理職員）」
- 三 前二号以外の職員に対する定期評価における能力評価及び業績評価 別紙 1-3

「人事評価記録書（一般職員）」

四 特別評価 別紙1－4「人事評価記録書（特別評価：採用）」及び別紙1－5「人事評価記録書（特別評価：昇任）」

2 人事評価の評語は、別紙2「評語等の解説」に掲げる基準によるものとする。

（定期評価の実施）

第5条 定期評価は、能力評価及び業績評価により、毎年10月1日から翌年9月30日までの期間を単位として実施する。

2 定期評価の評価期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

一 能力評価 毎年10月1日から翌年9月30日まで

二 業績評価 毎年10月1日から翌年3月31日まで及び4月1日から9月30日まで

3 定期評価は、次条から第10条までの規定及び別紙3「実施要領」に従い実施する。

（自己申告）

第6条 評価者は、次条の評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対して、あらかじめ、当該評価期間中の発揮した能力及び挙げた業績に関する自らの認識その他評価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

（評価、調整及び確認）

第7条 評価者は、全体評語及び個別評語を付すことにより評価を行うものとする。

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、全体評語を付すことにより調整を行うものとする。

3 実施権者は、調整者による調整（別表1において、調整者を指定していない場合には、評価者による評価）について審査を行い、適当と認める場合には、その旨の確認を行うものとする。

4 補助者は、評価者又は調整者に対し、被評価者の職務遂行状況についての情報提供等を行うことができる。ただし、第1項に規定する評価及び第2項に規定する調整を行うことはできない。

（評価結果の開示）

第8条 評価者は、被評価者の開示に関する意思の確認を行った上で、評価結果の開示を希望しない被評価者を除き、能力評価及び業績評価の全体評語を開示するものとする。

2 前項の開示を行うに際して、評価者は、全体評語を付した理由その他参考となる事項を開示することができる。

3 評価者は、必要と認める場合には第1項に規定する全体評語の開示に加え、個別評語を開示することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、評価結果の開示を希望しない被評価者について、当該被評価者に係る定期評価の全体評語が、6段階評価の職員にあつては「不十分」又は「やや不十分」、3段階評価の職員にあつては「C」、2段階評価の職員にあつては「乙」で

ある場合には、当該全体評語を開示しなければならない。

(面談)

第9条 評価者は、実施権者の確認が行われた後、期末面談において、被評価者に前条に規定する評価結果の開示を行うとともに、評価結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

2 評価者は、評価期間の開始に際し、業績評価についての目標の設定その他被評価者が果たすべき役割を確定するために被評価者と期首面談を行うものとする。なお、期末面談と合わせ、次期の期首面談を行うことができる。また、評価補助者は、目標設定の補助等を行うことができる。

3 評価者は、期首面談又は期末面談に、評価補助者を同席させることができる。なお、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を行う際にも評価補助者を同席させる場合には、被評価者の十分な理解と同意を得た上で行うものとする。

4 評価者は、指導及び助言等をより効果的に行う観点から必要と認める場合には、期首面談又は期末面談について、評価補助者と認識を共有し、評価補助者及び被評価者の十分な理解と同意を得た上で、評価補助者に代行させることができる。また、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を評価補助者に代行させる場合には、評価及び評価結果の開示はあくまでも評価者の責任の下で行うものであることに十分留意するものとする。

(定期評価についての異なる取扱い)

第10条 次に掲げる職員についての定期評価の実施に際しては、第6条、第7条第1項(個別評語に係る部分に限る。)、第8条第3項及び前条の規定を適用しない。

- 一 幹部職員
- 二 留学中の職員

(特別評価の実施)

第11条 特別評価は、条件付任用期間(条件付採用期間及び条件付昇任期間をいう。以下同じ。)中の職員に対して、能力評価により実施する。

- 2 特別評価は、条件付任用期間を評価期間として実施する。
- 3 特別評価は、次条及び別紙3「実施要領」に従い実施する。

(特別評価の手続)

第12条 特別評価の手続は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に規定する手続を準用するものとする。

- 一 条件付採用期間中の職員 第7条(個別評語に係る部分を除く。)
- 二 条件付昇任期間中の職員 第7条(個別評語に係る部分を除く。)及び第8条(第3項を除く。)

(記録書の提出及び保管)

第13条 実施権者は、記録書の確認を行った日の翌日から起算して30日以内に任命権

者に提出するものとする。

- 2 記録書は、任命権者が、別途定めるところに従い、実施権者の確認の日の翌日から5年間保管するものとする。

(職員の異動又は併任への対応)

- 第14条 職員の異動又は併任については、別紙3「実施要領」に従い、対応するものとする。

(苦情への対応)

- 第15条 職員の苦情への対応は、別表2のとおり「苦情相談員・苦情処理機関」を設け、別紙4「苦情対応要領」により行うものとする。
- 2 実施権者は、職員が苦情の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情申出のあった事実及び当該内容について、その秘密の保持に留意しなければならない。

(細則)

- 第16条 この規程の施行に際し必要な事項は、デジタル監が定める。

附 則

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 令和2年10月1日から令和3年9月30日までを評価期間とする能力評価及び同年4月1日から9月30日までを評価期間とする業績評価については、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 令和3年10月1日から令和4年9月30日までを評価期間とする能力評価及び同年4月1日から9月30日までを評価期間とする業績評価については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 国家公務員等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、同法による改正後の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみ

なして、この訓令による改正後のデジタル庁人事評価実施規程第2条第1号の規定を適用する。

附 則（令和7年6月27日デジタル庁訓令第13号）

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

(別表1)

被評価者	評価者	調整者	実施権者
デジタル審議官	デジタル監	—	デジタル大臣
統括官	デジタル審議官	デジタル監	デジタル大臣
総括審議官、審議官	統括官	デジタル審議官	デジタル監
参事官	統括官	デジタル審議官	デジタル監
	総括審議官又は審議官	統括官	デジタル審議官
企画官	総括審議官又は審議官	統括官	デジタル審議官
	参事官	総括審議官又は審議官	統括官
分析官※1	統括官	デジタル審議官	デジタル監
	総括審議官又は審議官	統括官	デジタル審議官
参事官補佐	参事官	総括審議官又は審議官	統括官
	企画官	参事官	統括官
主査、一般職員	参事官	総括審議官又は審議官	統括官
	企画官	参事官	統括官
	参事官補佐※2	参事官	統括官

※1 分析官については、標準的な官職で表記している。

※2 参事官補佐を評価者に指定する場合は、原則として当該参事官補佐はリーダーとして位置付けられた者とする。

苦情相談員、苦情処理窓口及び審理機関一覧

1. 苦情相談員

デジタル庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務（以下「人事等事務」という。）を担当する参事官、企画官、参事官補佐及び主査

2. 苦情処理窓口

人事等事務を担当する企画官、参事官補佐及び主査

3. 審理機関（決裁権者）

人事等事務を担当する参事官

デジタル庁人事評価実施細則

〔令和3年9月1日〕
デジタル監決定

(目的)

第1条 この細則は、デジタル庁人事評価実施規程（令和3年デジタル庁訓令第11号。以下「実施規程」という。）第16条に基づき、実施規程の施行に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価者及び調整者の指定)

第2条 実施権者は、実施規程第3条第2項に基づき別表1と異なる評価者又は調整者の指定を行おうとする場合は、指定を行った者を評価者又は調整者とする評価期間が始まる10日（閉庁日を除く。）前までに、デジタル庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務を担当する参事官（次条において「人事等担当参事官」という。）あてに評価者及び調整者の別、指定しようとする者の官職氏名及び理由等を記載した協議書類を提出するものとする。

(記録書の保管)

第3条 実施規程第13条第2項に規定する任命権者に提出された記録書の保管については、人事等担当参事官が行うものとする。

附 則

この細則は、令和3年9月1日から施行する。